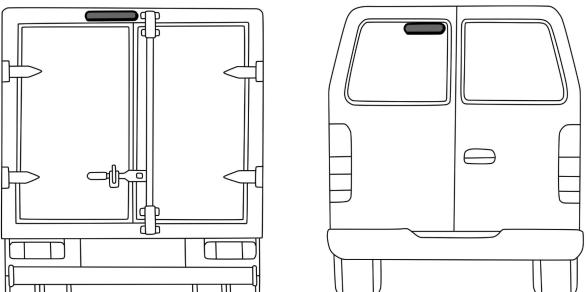


第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>7-89 機械式制動装置</p> <p>7-89-1 装備要件</p> <p>次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）の後面には、機械式制動装置を備えなければならない。（保安基準第39条の2第1項）</p> <p>(1) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの</p> <p>(2) 貨物の運送の用に供する自動車（バン型に限る。）であつて、車両総重量が3.5t以下のもの</p> <p>(3) 車両総重量3.5t以下の特種用途自動車であって、次のいずれかに掲げるもの</p> <p>① (1)又は(2)の自動車の車室又は荷室に特種な設備を備えたもの</p> <p>② タンク自動車であって、タンク等を備える車台等の周囲（天井、前面、後面及び両側面）が堅牢な壁により囲まれたもの</p> <p>③ タンク自動車以外の自動車であって、特種な設備を備えた場所の天井、前面、後面及び両側面が堅牢な壁により囲まれ、その後面が車両の最後尾附近にあり、かつ、最大積載量を算定するもの（本来の用途に使用するために最小限必要な工具等を積載するための500kg以下の積載量を算定するもの及び特種な設備に組み込まれている水タンク等により積載量を算定するものを除く。）</p> <p>④ タンク自動車以外の自動車であって、特種な設備を備えた場所の天井、前面、後面及び両側面が堅牢な壁により囲まれ、特種な設備を利用するための床面を有するもの</p> <p>7-89-2 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 機械式制動装置は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車が主制動装置（牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合においては、当該牽引自動車又は当該被牽引自動車の主制動装置）又は補助制動装置を操作していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第39条の2第2項関係、細目告示第57条第1項関係、細目告示第135条第1項関係）</p> <p>① 機械式制動装置の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。</p> <p>② 機械式制動装置の灯光の色は、赤色であること。</p> <p>③ 機械式制動装置の照明部は、機械式制動装置の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方10°の平面及び下方5°の平面並びに機械式制動装置の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より機械式制動装置の内側方向10°の平面及び機械式制動装置の外側方向10°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。</p> <p>ただし、二輪自動車及び幅0.8m以下の側車付二輪自動車の後面の中心に備えるものにあっては、機械式制動装置の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平面を含む、水平面より上方10°の平面及び下方5°の平面並びに機械式制動装置の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面から左右にそれぞれ10°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであればよい。</p>	<p>8-89 機械式制動装置</p> <p>8-89-1 装備要件</p> <p>次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）の後面には、機械式制動装置を備えなければならない。（保安基準第39条の2第1項）</p> <p>(1) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの</p> <p>(2) 貨物の運送の用に供する自動車（バン型に限る。）であつて、車両総重量が3.5t以下のもの</p> <p>(3) 車両総重量3.5t以下の特種用途自動車であって、次のいずれかに掲げるもの</p> <p>① (1)又は(2)の自動車の車室又は荷室に特種な設備を備えたもの</p> <p>② タンク自動車であって、タンク等を備える車台等の周囲（天井、前面、後面及び両側面）が堅牢な壁により囲まれたもの</p> <p>③ タンク自動車以外の自動車であって、特種な設備を備えた場所の天井、前面、後面及び両側面が堅牢な壁により囲まれ、その後面が車両の最後尾附近にあり、かつ、最大積載量を算定するもの（本来の用途に使用するために最小限必要な工具等を積載するための500kg以下の積載量を算定するもの及び特種な設備に組み込まれている水タンク等により積載量を算定するものを除く。）</p> <p>④ タンク自動車以外の自動車であって、特種な設備を備えた場所の天井、前面、後面及び両側面が堅牢な壁により囲まれ、特種な設備を利用するための床面を有するもの</p> <p>8-89-2 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 機械式制動装置は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車が主制動装置（牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合においては、当該牽引自動車又は当該被牽引自動車の主制動装置）又は補助制動装置を操作していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第39条の2第2項関係、細目告示第213条第1項関係）</p> <p>① 機械式制動装置の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。</p> <p>② 機械式制動装置の灯光の色は、赤色であること。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも①及び②に規定する性能を損なわない部分を見通せることをいう。</p> <p>④ 補助制動灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。</p> <p>(2) 次に掲げる補助制動灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第135条第2項関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた補助制動灯 ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている補助制動灯又はこれに準ずる性能を有する補助制動灯 ③ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた補助制動灯又はこれに準ずる性能を有する補助制動灯 <p>7-89-3 取扱要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 補助制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第39条の2第3項関係)</p> <p>この場合において、補助制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第57条第2項関係、細目告示第135条第3項関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 補助制動灯の数は、1個であること。 ただし、③ただし書の規定により車両中心面の両側に1個ずつ取付ける場合にあっては、この限りでない。 ② 補助制動灯は、その照明部の下縁の高さが地上850mm以上又は後面ガラスの最下端の取付部（これに相当する部分を含む。）の下方150mmより上方であって、制動灯の照明部の上縁を含む水平面以上となるように取付けられていること。 ③ 補助制動灯の照明部の中心は、車両中心面上にあること。 ただし、自動車の構造上その照明部の中心を車両中心面上に取付けることができないものにあっては、照明部の中心を車両中心面から150mmまでの間に取付けるか、又は補助制動灯を車両中心面の両側に1個ずつ取付けることができる。 この場合において、両側に備える補助制動灯の取付位置は、取付けることのできる車両中心面に最も近い位置であること。 なお、次に掲げるものは、「自動車の構造上その照明部の中心を車両中心面上に取付けることができないもの」の例とする。 <p>ア バン型構造の扉を固定する金具により、補助制動灯の照明部の中心を車両中心面上に備えることができないもの</p> <p>イ 扉の上方に補助制動灯の照明部の中心を備えることができる部分が無く、かつ、扉が開くこと</p>	<p>③ 補助制動灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。</p> <p>(2) 補助制動灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第213条第2項関係)</p> <p>8-89-3 取扱要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 補助制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第39条の2第3項関係)</p> <p>この場合において、補助制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第213条第3項関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 補助制動灯の数は、1個であること。 ただし、自動車の構造上その照明部の中心を車両中心面上に取付けることができないものにあっては、補助制動灯を車両中心面の両側に1個ずつ取付けることができる。 ② 補助制動灯は、その照明部の下縁の高さが地上850mm以上又は後面ガラスの最下端の取付部（これに相当する部分を含む。）の下方150mmより上方であって、制動灯の照明部の上縁を含む水平面以上となるように取付けられていること。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>で車両中心面附近が分割されるもの (参考図)</p> <p>アの例 イの例</p>  <ul style="list-style-type: none"> ④ 補助制動灯は、尾灯と兼用でないこと。 ただし、二輪自動車に備えるものにあってはこの限りでない。 ⑤ 補助制動灯は、制動灯が点灯する場合のみ点灯する構造であること。 ⑥ 補助制動灯は、点滅するものでないこと。 ただし、運転者異常時対応システムが当該自動車の制動装置を操作している場合にあっては、この限りでない。 ⑦ 補助制動灯の直射光又は反射光は、当該補助制動灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。 ⑧ 補助制動灯は、自動車の前方を照射しないように取付けられていること。 ⑨ 補助制動灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 7-89-2 (1) に掲げる性能を損なわないように取付けられなければならない。 ただし、自動車の構造上、7-89-2 (1) ③に規定する範囲において、全ての位置から見通すことができるよう取付けることができない場合にあっては、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。 (2) 次に掲げる補助制動灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第135条第4項関係) <ul style="list-style-type: none"> ① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた補助制動灯 ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている補助制動灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている補助制動灯又はこれに準ずる性能を有する補助制動灯 ③ 法第75条の3第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える補助制動灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた補助制動灯又はこれに準ずる性能を有する補助制動灯 <p>7-89-4 適用関係の整理 7-89-4 の規定を適用する。</p> <p>(1) 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、7-89-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。(適用関係告示第43条第1項及び第2項関係)</p> <p>(2) 平成21年12月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車(バン型に限る。) 及び次に掲げる特種用途自動車</p>	<p>③ 補助制動灯は、尾灯と兼用でないこと。 ただし、二輪自動車に備えるものにあってはこの限りでない。</p> <p>④ 補助制動灯は、制動灯が点灯する場合のみ点灯する構造であること。</p> <p>⑤ 補助制動灯は、点滅するものでないこと。 ただし、運転者異常時対応システムが当該自動車の制動装置を操作している場合にあっては、この限りでない。</p> <p>⑥ 補助制動灯の直射光又は反射光は、当該補助制動灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。</p> <p>⑦ 補助制動灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 8-89-2 (1) に掲げる性能を損なわないように取付けられなければならない。</p> <p>(2) 補助制動灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第213条第4項関係)</p> <p>8-89-4 適用関係の整理 7-89-4 の規定を適用する。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
であって、車両総重量が 3.5t 以下のものについては、7-89-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第43条第3項関係）	
<p>① 貨物の運送の用に供する自動車（バン型に限る。）の車室又は荷室に特種な設備を備えたもの</p> <p>② タンク自動車であって、タンク等を備える車台等の周囲（天井、前面、後面及び両側面）が堅牢な壁により囲まれたもの</p> <p>③ タンク自動車以外の自動車であって、特種な設備を備えた場所の天井、前面、後面及び両側面が堅牢な壁により囲まれ、その後面が車両の最後尾附近にあり、かつ、最大積載量を算定するもの（本来の用途に使用するために最小限必要な工具等を積載するための 500kg 以下の積載量を算定するもの及び特種な設備に組み込まれている水タンク等により積載量を算定するものを除く。）</p> <p>④ タンク自動車以外の自動車であって、特種な設備を備えた場所の天井、前面、後面及び両側面が堅牢な壁により囲まれ、特種な設備を利用するための床面を有するもの</p>	
7-89-5 従前規定の適用①	
平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 43 条第 1 項及び第 2 項関係）	
7-89-5-1 装備要件	
自動車の後面には、補助制動灯を備えることができる。	
7-89-5-2 性能要件（視認等による審査）	
(1) 補助制動灯は、次の基準に適合するものでなければならない。	
<p>① 補助制動灯の灯光の色は、赤色であること。</p> <p>② 補助制動灯の照明部は、補助制動灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 10° の平面及び下方 5° の平面並びに補助制動灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より補助制動灯の内側方向 10° の平面及び補助制動灯の外側方向 10° の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。</p> <p>この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4. の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも①に規定する性能を損なわない部分を見通せることをいう。</p>	
(2) 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものは、(1) の基準に適合しないものとする。	
7-89-5-3 取付要件	
(1) 補助制動灯は、7-89-5-2 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。	
<p>この場合において、照明部の取扱いは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。</p> <p>ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるよう取付けることができない場合にあっては、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4. の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</p>	
<p>① 補助制動灯の数は、1 個であること（②に掲げるただし書の規定により車両中心面の両側に 1 個ずつ取付ける場合を除く。）。</p> <p>② 補助制動灯の照明部の中心は、車両中心面上にあること。</p> <p>ただし、自動車の構造上その照明部の中心を車両中心面上に取付けることができないものにあっては、照明部の中心を車両中心面から 150mm までの間に取付けるか、又は補助制動灯を車両中心面の両側に 1 個ずつ取付けることができる。</p> <p>この場合において、両側に備える補助制動灯の取付位置は、取付けることのできる車両中心面に最も近い位置であること。</p>	
<p>③ 補助制動灯は、尾灯と兼用でないこと。</p> <p>ただし、二輪自動車に備えるものにあってはこの限りでない。</p> <p>④ 補助制動灯は、制動灯が点灯する場合のみ点灯する構造であること。</p>	
(2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1) の基準に適合するものとする。	
7-89-6 従前規定の適用②	
平成 21 年 12 月 31 日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（バン型に限る。）及び次に掲げる特種用途自動車であって、車両総重量が 3.5t 以下のものについては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 43 条第 3 項関係）	
<p>① 貨物の運送の用に供する自動車（バン型に限る。）の車室又は荷室に特種な設備を備えたもの</p> <p>② タンク自動車であって、タンク等を備える車台等の周囲（天井、前面、後面及び両側面）が堅牢な壁により囲まれたもの</p> <p>③ タンク自動車以外の自動車であって、特種な設備を備えた場所の天井、前面、後面及び両側面が堅牢な壁により囲まれ、その後面が車両の最後尾附近にあり、かつ、最大積載量を算定するもの（本来の用途に使用するために最小限必要な工具等を積載するための 500kg 以下の積載量を算定するもの及び特種な設備に組み込まれている水タンク等により積載量を</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
算定するものを除く。)	
④ タンク自動車以外の自動車であって、特種な設備を備えた場所の天井、前面、後面及び両側面が堅牢な壁により囲まれ、特種な設備を利用するための床面を有するもの	
7-89-6-1 装備要件	
貨物の運送の用に供する自動車（バン型に限る。）及び次に掲げる特種用途自動車であって、車両総重量が3.5t以下の自動車の後面には、補助制動灯を備えることができる。	
① 貨物の運送の用に供する自動車（バン型に限る。）の車室又は荷室に特種な設備を備えたもの	
② タンク自動車であって、タンク等を備える車台等の周囲（天井、前面、後面及び両側面）が堅牢な壁により囲まれたものの	
③ タンク自動車以外の自動車であって、特種な設備を備えた場所の天井、前面、後面及び両側面が堅牢な壁により囲まれ、その後面が車両の最後尾附近にあり、かつ、最大積載量を算定するもの（本来の用途に使用するために最小限必要な工具等を積載するための500kg以下の積載量を算定するもの及び特種な設備に組み込まれている水タンク等により積載量を算定するものを除く。）	
④ タンク自動車以外の自動車であって、特種な設備を備えた場所の天井、前面、後面及び両側面が堅牢な壁により囲まれ、特種な設備を利用するための床面を有するもの	
7-89-6-2 性能要件（視認等による審査）	
7-89-2と同じ。	
7-89-6-3 取付要件	
7-89-3と同じ。	